

お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の申請期限

住民税非課税世帯に対して、5万円の給付を行う同給付金の申請期限は1月31日(火)までです。申請に必要な書類をそろえ、担当課へ郵送(当日消印有効)または直接窓口へ提出してください。

- すでに申請された方で不備などがあった方には、担当から電話または郵送でその旨を通知しています。返送したにもかかわらず、入金がされていない方は問い合わせ先へご連絡ください。
- 住民税非課税世帯で給付対象の世帯には、令和4年11月25日付で確認書を送付済みです。確認書を紛失した方は問い合わせ先へご連絡ください。
- 家計急変世帯(予期せず家計が急変した影響で、令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が非課税相当となった世帯)の申請も1月31日(火)までです。

窓口 市役所3階3-2会議室

問合せ 市価格高騰緊急支援給付金コールセンター ☎0120(207)191
(受け付けは8:30~17:15(土曜・日曜日、祝・休日、年末年始を除く))

担当 市臨時特別給付金担当 ☎046(255)8820 (FAX)046(255)3550

市税の納め忘れはありませんか

市税は充実・安定した行政サービスを提供するために必要不可欠な財源です。納期限が過ぎて未納になっている市税がないかご確認ください。

納付が困難な方はご連絡を

病気や失職、災害など、やむを得ない事情により市税の納期ごとの納付が困難な場合は、分割納付など納税を猶予する制度があります。

一人で悩んだり放置せず、早めに電話または窓口でご相談ください。

連絡をせずに市税を滞納すると

納期限を過ぎても納付がない方には督促状を発送します。その後も納付がない場合には、勤務先や金融機関などへ給与や預貯金などの調査を行うとともに「給与や預貯金等の差し押さえ」や住居や事業所などに立ち入って調査を行う「捜索」を実施します。

納期限後に納付する場合は、延滞金を納めていただく場合があります。また、滞納者は一部の行政サービスが制限されます。

担当 収納課 ☎046(252)8049 (FAX)046(255)3550

図書館を使った調べる学習コンクール入賞者

調べる学習の普及と図書館の利用促進を目的として、毎年、図書館の本などを使った「調べる学習コンクール」を実施しています。今年度は応募総数18点の中から市長賞・教育長賞・図書館長賞各1点、優秀賞3点、優良賞2点、佳作・努力賞各5点を選定しました。入賞者は次の方々です(敬称略)。

なお、市長賞、教育長賞は全国コンクールへ推薦します。

市長賞

▼子どもと大人の部=鈴木美琴羽(入谷小学校2年)・鈴木佳名子

教育長賞

▼小学生中学年の部=森田ひまり(中原小学校3年)

図書館長賞

▼小学生高学年の部=谷口絢菜(中原小学校6年)

優秀賞

▼小学生中学年の部=古賀美藍(東原小学校3年) ▼子どもと大人の部=原由弦(ひばりが丘小学校2年)・原由美 ▼小学生低学年の部=福島芦柳(東原小学校2年)

優良賞

▼小学生中学年の部=矢田翠南(立野台小学校3年) ▼小学生高学年の部=矢田凜太郎(立野台小学校5年)

佳作

▼小学生低学年の部=星野ひなた(中原小学校2年) ▼小学生中学年の部=伊藤麻結(相模が丘小学校4年)、中庭愛彩奈(中原小学校4年) ▼小学生高学年の部=和田花凜(中原小学校6年) ▼子どもと大人の部=福島永玲華(私立中学校2年)・福島芦柳(東原小学校2年)・福島芳枝

努力賞

▼小学生低学年の部=一瀬未羽(東原小学校2年) ▼小学生高学年の部=青木詩歩(中原小学校5年)、足立陽央莉(中原小学校5年)、山崎凧(立野台小学校6年)、依田唯那(立野台小学校5年)

担当 図書館 ☎046(255)1211 (FAX)046(252)5704

木造住宅無料耐震相談会

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震相談会を開催します。なお、市では建物の耐震診断に関する電話や訪問などによる個別勧誘を行っていません。

日時 2月25日(土)9:30~16:00

※相談は約45分で時間予約制(申込順)

場所 北地区文化センター2階ホール

相談員 神奈川建築士事務所協会 座間支部会員

持物 受付後に市が送付する書類、確認申請などの図面(略図可)、建物状況が分かる写真など

申込 2月6日(月)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

相談会参加者への補助

相談会に参加した方へ次の通り補助します。なお、住宅耐震改修をした場合には、所得税額の特別控除および固定資産税額の減額措置制度があります。

耐震診断を希望する方 耐震診断費の2分の1(上限5万円)

改修計画書の作成を希望する方 改修計画書作成費用の2分の1(上限5万円)

耐震改修工事を実施する方 現場立ち会い費用の2分の1(上限3万円)と耐震工事費用の2分の1(上限50万円)、一定の収入に満たない場合は20万円加算、市内施工者を利用した場合は20万円加算

※一般財団法人日本建築防災協会では、自宅などのパソコンから簡単に建物の耐震診断ができるプログラム「誰でもできるわが家の耐震診断」を配信しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

担当 建築住宅課 ☎046(252)7396 (FAX)046(255)3550

危険ブロック塀等撤去補助金

地震による倒壊の恐れのあるブロック塀(コンクリートブロック塀、石積塀、万年塀、門柱)などの撤去費用の一部を助成します。

詳しくは担当へお問い合わせください。

対象 次の全てに該当するもの

- 道路からの高さを60センチメートル未満にする工事(道路に面さない部分は対象外)
- 申請者がブロック塀の所有者である
- ブロック塀等点検表で危険と判断される
- 未着工の工事
- 3月31日(金)までに工事が完了し実績報告書を提出できる工事

補助額 ▼通学路=撤去費用(税抜)の4分の3(上限15万円) ▼通学路以外=撤去費用(税抜)の2分の1(上限10万円)

申請方法 市役所4階建築住宅課で配布する申請書・点検表(市ホームページからダウンロード可)、案内図、塀の位置・延長・高さを記入した図面、現況写真、撤去の見積書写しを直接担当へ

担当 建築住宅課 ☎046(252)7396 (FAX)046(255)3550

株式会社日本政策金融公庫の融資を利用している事業者への利子補助

同公庫から事業資金の貸し付けを受けた事業者を対象に、支払利子に対する補助の申請を受け付けます。

対象融資 ①国民生活事業のうち、一般貸付および小規模事業者経営改善資金のいずれか

②国民生活事業および中小企業事業のうち、新型コロナウイルス感染症に係るもの

補助対象者 平成31年4月1日~令和4年3月31日の間に融資を受けた事業者

補助額 支払い利子の全額で上限①20万円②30万円(100円未満は切り捨て)

補助期間 融資を受けた日から36カ月

必要書類 申請書など(市ホームページからダウンロード可)、融資を受けたことが確認できる資料、振込先の確認ができるもの

申請方法 1月31日(火)までに〒252-8566座間市役所商工観光課宛てに郵送(当日消印有効)または直接担当へ

担当 商工観光課 ☎046(252)7604 (FAX)046(255)3550